

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	福島県財務規則の一部を改正する規則	四六四
告 示	鳥獣保護区及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和四年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。	四六四
	鳥獣保護区の存続期間を更新する件	四六四
	特別保護地区を指定する件	四六七
	特定猟具使用禁止区域を指定する件	四六九
	大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	四九〇
	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四九一
	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四九一
	土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件	四九一
公 告	地方税法により特約業者の指定を取り消した件	四九二
	土地改良区の役員の仕事に変更があった旨届出があった件	四九二
	福島県選挙管理委員会	四九二
	不在者投票のできる施設として指定した件	四九二
正 誤	令和四年十月七日付け定例第三百二十七号中	四九二

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十八日

福島県規則第四十九号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県知事 内堀雅雄

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「別表第三に定めるところによる」を「全国の区域とする」に改める。

第九十一条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「指定金融機関又は指定代理金融機関と直接為替取引のある」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第九十二条第一項中「同項第一号の小切手にあつては、その支払地が別表第三に定める区域内にあるものに限る。」を削る。

別表第三を削る。

附 則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。

（財政課）

告 示

福島県告示第七百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和四年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
熱海鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（郡山市）
多田野鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（郡山市）

二 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

- 1 熱海鳥獣保護区
 - (一) 鳥獣保護区の指定区分
 - (二) 森林鳥獣生息地の保護区
 - (三) 鳥獣保護区の指定目的
 - (四) 鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限管理方針

し、環境の維持に努める。

2 多田野鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため。

(三) 管理方針
鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。(自然保護課)

福島県告示第七百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和四年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十八日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

名 称	区 域
表磐梯鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(耶麻郡猪苗代町)
小川三島鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)

二 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 表磐梯鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
表磐梯鳥獣保護区は、磐梯山の中腹に位置し広葉樹林が広がる地域であり、クマタカ等をはじめ特に野鳥が多く生息している。このため、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保育を図るものである。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 小川三島鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は平成九年頃よりコハクチョウの飛来地となっており、平成十三年には約百羽確認されている。令和四年一月には三百羽以上の飛来が確認された。また、コハクチョウの他にもカモ類が多数飛来する。そして、先に述べた野鳥の飛来期間には、多数の市民が当該地域を訪れ、野鳥の観察を手軽に楽しめる場所として親しまれている。このような野鳥の観察を通じて、市民への愛鳥思想の普及啓発を図る。

(三) 管理方針

当該地域内の夏井川河川敷及び周辺の竹林等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼさないよう留意する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。(自然保護課)

福島県告示第七百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和四年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十八日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

名 称	区 域
半田山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(福島市、伊達郡桑折町)
前ヶ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(二本松市、安達郡大玉村)
山本鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(東白川郡棚倉町)
宝坂鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(東白川郡矢祭町)

飯盛山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（会津若松市）
沼尻鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）
沼沢湖鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（大沼郡金山町）
駒ヶ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡檜枝岐村）
八十里越鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡只見町）
小川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡只見町）
川内鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（双葉郡川内村）

二 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 半田山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該地域には多様な鳥獣が生息していることから、その安定した生存を確保するとともに、生息環境の保全を図るため、鳥獣保護区に指定するもの。

(三) 管理方針
鳥獣にとつて良好な生息環境を維持するため、自然環境の適切な保全を継続的に実施していく。

2 前ヶ岳鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は落葉広葉樹林・針葉樹林等林層の変化に富む地域であり、鳥獣が多く生存している区域であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。

(三) 管理方針
当該地域には、県民の森をはじめ、森林との共生をテーマとしたオートキャンプ場も整備され、多くの方が訪れている。このことから、今後も継続して森林の保全、生物の多様性の保全を図り、自然との共生を目指していく。

3 山本鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、奥久慈県立自然公園に指定されており、リスやホオジロなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。
 - (三) 管理方針
定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。
- 4 宝坂鳥獣保護区
- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該地区は、大部分が二十から五十年生広葉樹で占められている森林地帯で、東側に沿って川岐川が流れ、水量も比較的豊富で有り、鳥獣類が多く生息している。この貴重な資源を守るため、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。
 - (三) 管理方針
当該保護区は、全地域が国有林内であり、継続して鳥獣類の生息環境に影響を及ぼさないよう留意し、自然豊かな当該保護区を継続していく。
- 5 飯盛山鳥獣保護区
- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、都市公園及び会津東山自然休養林に指定され、観光施設・学校・寺社仏閣等点在し、四季を通して市民に親しまれる憩いの場であり、豊かな植生と鳥獣類も四季を通して生息する地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生育環境を保全する。
 - (三) 管理方針
ミズナラ、ブナなどの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 6 沼尻鳥獣保護区
- (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 鳥獣保護区の指定目的
鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全することにより、鳥獣の保護を図る。
 - (三) 管理方針

7 沼沢湖鳥獣保護区

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

自然と人間の調和のとれた自然環境を考え、鳥獣保護区として設定し豊かな自然や湖に棲む鳥獣等を保護するため。

(三) 管理方針

鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱などによる鳥獣の生息への影響を防止するとともに、森林など鳥獣の生息環境を保全するなど適切に保持するために、関係機関及び地域住民と連携協力した普及啓発活動等に取り組みます。また、必要に応じ、鳥獣モニタリング調査や、鳥獣保護管理員による巡視などを通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めます。

8 駒ヶ岳鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。

(三) 管理方針

静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、自然とのふれあいや教育・学習の場として活用を図る。

9 八十里越鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。

(三) 管理方針

静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、自然とのふれあいや教育・学習の場として活用を図る。

10 小川鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。

(三) 管理方針

静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、自然とのふれあいや教育・学習の場として活用を図る。

11 川内鳥獣保護区

いように留意する。また、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、自然とのふれあいや教育・学習の場として活用を図る。

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域はアカマツ、落葉広葉樹などを有する広大な森林地帯にあり、トビ、ヤマドリ、ニホンノウサギ、ニホンリスなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第七百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和四年十月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
多田野鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（郡山市）
飯盛山鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（会津若松市）
沼沢湖鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（大沼郡金山町）
駒ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（南会津郡檜枝岐村）

川内鳥獣保護区特別保護地区
別紙区域図のとおり（双葉郡川内村）

二 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 多田野鳥獣保護区特別保護地区

- (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的

多田野特別保護地区は、多田野鳥獣保護区の中央に位置し南東向き斜面の地形をなし、沢つたいに逢瀬川の源流があり、人工林の他天然林が植生していることから、動植物も豊富で多くの鳥獣が生息している。これらの状況は鳥獣が生息するうえで中核的な位置となっており、鳥獣の繁殖及び生息環境の維持が必要である。

(三) 管理方針

2 飯盛山鳥獣保護区特別保護地区

- (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的

飯盛山鳥獣保護区のうち、ブナ・ミズナラなどの天然林が大半を占め、特に良好な鳥獣の生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、東山温泉街に近い地域であるため、市民及び観光客の危険防止を図る。

(三) 管理方針

ブナ・ミズナラなどの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 沼沢湖鳥獣保護区特別保護地区

- (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的

沼沢湖鳥獣保護区は福島県金山町に位置し、火山活動で誕生したカルデラ湖である沼沢湖と、その外輪山から構成されている。保護区内にはカルデラという特殊な地形から多様な植生が発達し、その環境を反映して様々な鳥獣が確認されている。

特に沼沢湖の北西岸にある惣山と呼ばれる区域は、標高の高い場所ではアカマツなどの針葉樹林、低い場所ではブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹が広がり、さ

らに湖に面している部分では湿性草原がみられるなど、多様な植生と水辺環境を背景にして、クマタカ、ミサゴ、ツキノワグマなど、多種多様な鳥獣が生息しているため沼沢湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められる。このため鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 管理方針

鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱などによる鳥獣の生息への影響を防止するとともに、森林など鳥獣の生息環境を保全するなど適切に保持するために、関係機関及び地域住民と連携協力した普及啓発活動等に取り組みます。また、必要に応じ、鳥獣モニタリング調査や、鳥獣保護管理員による巡視などを通して、区域内の生息状況の把握に努めます。

4 駒ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区

- (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的

標高二、一三三メートルの会津駒ヶ岳の南側に位置する駒ヶ岳鳥獣保護区は、尾瀬国立公園の北側に位置し、尾瀬ヶ原や只見地区などと連なる広大な山域であり、山麓部に広がる広大なブナの原生林や、亜高山帯のオオシラビソ等の常緑針葉樹林、高山帯の湿地や雪田植生に至るまで様々な植生を有しており、このような環境を背景として多様な鳥獣の生息が確認されている区域である。特に鳥獣保護区の東側に広がる区域は、針葉樹を主とする原生的な天然林が広がり、クマタカ、ヤマドリなどの鳥類の他、ツキノワグマなどの生育も多く確認されている。また、ヤマネなどの小型哺乳類も生息している事も特徴の一つである。

以上のような鳥獣の生息状況と自然環境を鑑み、当該区域は駒ヶ岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 管理方針

鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するとともに、森林など鳥獣の生息環境を保全するなど適切に保持するために、関係市町村及び地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組み。また、必要に応じ、鳥獣のモニタリング調査や、鳥獣保護管理員による巡視などを通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

5 川内鳥獣保護区特別保護地区

- (一) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 特別保護地区の指定目的

川内鳥獣保護区は、阿武隈高地の川内村南西部に位置し、特別保護地区の全域が村有地として適切に保護管理されてきました。ここでは、地域住民の協力を得て森林整備、造林推進に取り組んできた歴史があり、その中でも公団造林（水源林造成事業）が導入されたことで、保護地区等の水源地帯の保安林における森林造成が本格化し、豊かな森林資源は、下流域での生活にとっても多くの潤いをもたらしています。

また、ナラ等の落葉広葉樹を基礎に、アカマツの植生が行われ、混合林を形成することで、恵まれた自然環境を反映して多種多様な植物及び鳥獣の良好な生息地として重要な地域となっています。

このため、当該区域は、川内鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
 (「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)
 (自然保護課)

福島県告示第七百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
阿武隈川梁川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(伊達市)
飯野堰堤公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(福島市)

大壇特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(安達郡大玉村)
岩根特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(本宮市)
岩角山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(本宮市)
高野特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)
上伊豆鳥特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)
河内特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)
宮城特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)
鏡石町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(岩瀬郡鏡石町)
矢吹特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(西白河郡矢吹町)
仁公儀特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(東白川郡棚倉町)
八溝特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(東白川郡棚倉町)
姥堂川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(喜多方市)
大原唐沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(喜多方市)

名 称	区 域
一 使用を禁止する特定猟具の種類 銃器	福島県知事 内 堀 雅 雄
二 名称及び区域	

葉山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）
新鶴特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（大沼郡会津美里町）
みさご沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
手ノ沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
平鎌田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
高柴ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
台鞍山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）

三 存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）
（自然保護課）

福島県告示第七百五号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
令和四年十月二十八日

夫沢細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡双葉町）
越田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
深谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
下条細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
清戸迫特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）

三 存続期間
令和四年十一月一日から令和五年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）
（自然保護課）

福島県告示第七百六号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年十月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしまあだたら店 福島県二本松市油井字中田一番一号

二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前十時から午後九時五十分まで
（変更後）午前九時から午後十時まで
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前九時三十分から午後十時

- 三 変更しようとする年月日
令和四年十月七日
- 四 届出年月日
令和四年十月六日
- 五 届出をした者
みやぎ生活協同組合

(商業まちづくり課)

福島県告示第七七七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和四年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
田村市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
田村市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二一 保安林予定森林の所在場所
田村市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
田村市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七七八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和四年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町上柳生字中山一〇の三、二二の三、一六七の二、二〇〇の三、二〇一の五、二〇三の二から二〇三の四まで、二〇四の五、二〇四の六、二〇五の二、二〇六の五、二一四の七、二五六の四、二五七の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 二一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町上柳生字中山二〇四の七、二〇六の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第七七九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第百三条第三項の規定により、伊達市高子駅北地区土地区画整理組合から伊達市高子駅北地区土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。
令和四年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄
(まちづくり推進課)

公 告

公告第二百五十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。
令和四年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
丸石商事有限会社	石田 一男	喜多方市豊川町一井字入 字田五五三番地一	令和四年九月二二日

（税 務 課）

公告第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の仕事に変更があった旨届出があった。
令和四年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
 そうま土地改良区
 変更があった者の役別、氏名及び住所
 役別 氏名 住所
 理事 立谷 秀清 変更前 相馬市中村字川原町四三番地
 変更後 同 市中村字北町八六番地の一

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第一百四十条、第一百七一条又は第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和四年十月十二日次のとおり指定した。
令和四年十月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

施設 社会福祉法人清樹会 施設 逢座	施設 郡山市大町二丁目二三一四
--------------------------	--------------------

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和四年十月七日付定例第三百二十七号中

四五	上	三〇	令和四年十月七日	令和四年九月十六日
----	---	----	----------	-----------